

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における各連結法人の平均売上金額の計算、特別試験研究費の額及び比較試験研究費の額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名 ()
----------------------------	-------------	------------

別表六の二(六)

平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

I 平均売上金額の計算に関する明細書				
連結事業年度 又は事業年度		売上金額	$\frac{\text{当該連結事業年度の月数}}{\text{(1)の連結事業年度の月数}}$ 又は事業年度の月数	改定売上金額 (2) × (3)
1		2	3	4
売上調整年度	平 平	円	_____	円
	・ ・		_____	
	平 平		_____	
	・ ・		_____	
	平 平		_____	
	・ ・		_____	
当期	計			
平均売上金額 (4)の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)			5	円

II 特別試験研究費の額に関する明細書	
特別試験研究等の内容	特別試験研究費の額
6	7
	円
計	

III 比較試験研究費の額の計算に関する明細書				
連結事業年度 又は事業年度		試験研究費の額	$\frac{\text{当該連結事業年度の月数}}{\text{(8)の連結事業年度の月数}}$ 又は事業年度の月数	改定試験研究費の額 (9) × (10)
8		9	10	11
調整対象年度	平 平	円	_____	円
	・ ・		_____	
	平 平		_____	
	・ ・		_____	
	平 平		_____	
	・ ・		_____	
計				
比較試験研究費の額 (11)の計) ÷ (調整対象年度数)			12	円

別表六の二（六）の記載の仕方

1 この明細書のⅠは、連結法人が措置法第68条の9第1項又は第9項第2号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2及び3についても、同じです。）。

2 この明細書のⅡは、連結法人が措置法第68条の9第2項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

3 この明細書のⅢは、連結法人が措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合に記載します。